



平成 19 年 8 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本医療事務センター
代 表 者 名 代表取締役社長 土 屋 修
(コード番号 9652 東証第 2 部)
問 い 合 わ せ 先 取締役兼常務執行役員 経理部長
渡 邊 茂 雄
T E L 0 3 - 3 8 6 4 - 3 3 1 1

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 2 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関して決議しておりますが、平成 19 年 8 月 23 日開催の取締役会において、一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。その他の部分につきましては、変更はございません。)

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、全役職員を対象とした行動指針としてNICグループ企業行動基準を定め、全役職員に周知徹底させる。
- ② コンプライアンス基本規程に基づき、コンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、企業倫理・労務管理・安全衛生・個人情報保護を中心にコンプライアンス体制の構築及び運用の推進を図る。
- ③ 内部通報規程に基づき、法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理基本規程に基づき、リスク管理担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、資産リスク・事業リスク・業務運営上のリスクを中心にリスク管理体制の構築及び運用の推進を図る。
- ② 各部署のリスク管理責任者は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- ③ 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、任期を1年としている。また、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能を強化するため、執行役員制度を導入している。

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ) 親会社としての子会社に対する対応

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、NICグループ企業行動基準を定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- ② 子会社等の関係会社管理の担当部署を置き、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ③ リスク管理基本規程に基づき、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

ロ) 子会社である場合の親会社に対する対応

- ① 親会社の内部統制を推進する部署との連携体制を構築する。
- ② 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室又は内部統制を推進する部署に報告するものとし、当該部署は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができる。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の業務補助に、監査役室を設置し、専任のスタッフを配置している。
- ② 専任のスタッフの人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役は、取締役会及び経営会議の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、業務執行会議その他の重要な会議及び委員会に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。
- ③ 内部通報規程に基づき、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

以 上